

所 属	農政部 農業振興課		
担当(係)名	就農支援担当	内線	2664

新 農業の担い手の経営発展に必要な機械施設等への助成

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
260,000	国庫 260,000	補助金 260,000
(前年度 0)		

2 背景・現状

農業従事者の高齢化や農業の担い手の減少により、担い手の育成・確保が緊急の課題であるが、就農希望者の円滑な就農及び認定農業者や集落営農組織の経営発展に向けては、機械施設等の整備が不可欠である。

「認定農業者」は、地域農業の将来を担う者として市町村から認定された農業経営者

3 事業目的

新規就農者、認定農業者、集落営農組織等の担い手が必要とする農業用機械施設等の導入を計画的に支援することにより、担い手の育成・確保を図る。

4 事業概要

市町村が策定する複数年にわたる事業計画に基づき、担い手に対する農業用機械施設等の整備を市町村を通じ計画的に支援する。

(1) 新規就農者補助【補助率：1/2以内(400万円上限)】

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械施設等の導入経費を助成
事業主体：地域担い手育成総合支援協議会等

(2) 融資主体型補助【補助率：3/10以内(融資残額分対象)】

認定農業者等の農業経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担分について助成
事業主体：地域担い手育成総合支援協議会等

(3) 集落営農補助【補助率：1/2以内】

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入経費を助成
事業主体：集落営農組織等

(4) 共同利用施設補助【補助率：1/2以内】

経営体の規模拡大等に必要となる集出荷施設等共同利用施設の整備経費を助成
事業主体：市町村、JA、農業者等の組織する団体等

(款) 6 農林水産業費	(項) 1 農業費	(目) (2) 農業振興費
(明細書事業名)	農村地域農政推進事業費	経営体育成交付金